

2024年度町田市社会福祉法人に対する指導監査実施方針

第1 基本方針

近年、株式会社や特定非営利活動法人など多様な事業主体が福祉サービスに参入するなかで、社会福祉法人には、社会福祉サービスの中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会へ貢献していくことが求められている。しかしその一方で、一部の社会福祉法人における不適正な運営により、社会福祉法人全体の信頼が失墜する事態が生じている。

こうした状況を踏まえ、国は、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と内部留保を有する場合の福祉サービスへの再投下、地域における公益的な取組の推進など法人制度の見直しを行い、改正社会福祉法を2017年4月1日に本格施行した。

このことから、町田市は、所管するすべての社会福祉法人において改正社会福祉法に基づく運営体制が確保されているかどうかを2019年度末までの3年間で一巡して確認したところであるが、引き続き法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態、及び前回の指導事項の改善状況を重点的に確認することとする。

第2 指導の重点項目

1 法人運営

(1) 定款

ア 定款に法令等に従った必要事項が記載されているか。

イ 定款の変更が、所定の手続を経て行われているか。

(2) 内部管理体制

特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。

(3) 評議員

ア 評議員の選任

・法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。

・評議員の選任について不備がないか。

・評議員の数が法令及び定款に定める員数となっているか。

(4) 評議員会

ア 評議員会の招集が適正に行われているか。

イ 評議員会の決議が適正に行われているか。

ウ 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。

- (5) 理事
- ア 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定められる員数を満たす選任がされているか。
 - イ 理事が法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。
 - ウ 理事の選任等について不備がないか。
 - エ 理事としての要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。
 - オ 理事長及び業務執行理事の選定が理事会の決議により行われているか。
- (6) 監事
- ア 法に規定された員数を定款に定め、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。
 - イ 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。
 - ウ 監事の選任等について不備がないか。
 - エ 監事としての要件を満たす者が評議員会の決議等適正な手続により選任されているか。
 - オ 法令に定めるところにより業務を行っているか。
- (7) 理事会
- ア 理事会が法令及び定款の定めに従って開催されているか。
 - イ 理事会の決議が法令及び定款に定めるところにより行われているか。
 - ウ 理事への権限の委任が適切に行われているか。
 - エ 理事長及び業務執行理事が、理事会において、定款に規定に基づき職務執行に関する報告を行っているか。
 - オ 法令に定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。
- (8) 会計監査人
- ア 会計監査人が定款の定めにより設置されているか。
 - イ 法令の定めるところにより会計監査人が選任されているか。
 - ウ 法令で定めるところにより会計監査を行っているか。
- (9) 評議員及び役員等（理事、監事）の報酬
- ア 評議員及び役員等の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。
 - イ 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。
 - ウ 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。

2 事業

- (1) 事業一般
 - ア 定款に従って事業を実施しているか。
 - イ 地域における公益的な取組を実施しているか。
- (2) 社会福祉事業
 - ア 社会福祉事業を適正に実施しているか。
 - イ 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。
- (3) 公益事業
 - ア 公益事業として適正に実施しているか。
- (4) 収益事業
 - ア 法に基づき適正に実施しているか。
 - イ 法令上認められる事業を実施しているか。

3 管理

- (1) 人事管理
 - 法令に従って職員の任免等人事管理を行っているか。
- (2) 資産管理
 - ア 基本財産の管理運用が適切になされているか。
 - イ 基本財産以外の資産の管理運用が適切になされているか。
 - ウ 株式の保有が適切になされているか。
 - エ 借用している不動産について適正な手続を行っているか。
- (3) 会計経理
 - ア 経理規程の制定、予算執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。
 - イ 寄附金等の受入れが適正に行われているか。
 - ウ 利用者から預かっている金銭の管理が適正であるか。
 - エ 事業区分等が適正に区分されているか。
 - オ 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理が行われているか。
 - カ 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。
 - キ 会計帳簿が適正に整備されているか。
 - ク 計算書類に対する注記が法令に基づき適正に作成されているか。
 - ケ 附属明細書及び財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。
 - コ 多額の借財について理事会の決議を受けているか。

4 その他

- (1) 特別の利益供与の禁止
 - 法人の関係者に特別の利益を供与していないか。

- (2) 社会福祉充実計画
社会福祉充実計画において実施することとされる事業が実施されているか。
- (3) 情報の公表
法令に従って必要な情報をインターネットで公表しているか。
- (4) その他
 - ア 福祉サービスについて第三者評価の受信及び結果の公表やサービスの質の向上を図るための措置を行っているか。
 - イ 苦情解決の体制整備、手順の決定、それらの利用者等への周知が行われているか。
 - ウ 登記しなければならない事項について、期限までに変更登記が行われているか。
 - エ 契約等が適正に行われているか。

第3 監査の実施

監査は、法人運営又は施設運営に不正又は著しい不当があったと疑うに足りる理由があるときに、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずることを主眼として、監査を実施する。